



2009年10月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 クレハ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 崎 隆 夫
コ ー ド 番 号 4 0 2 3 (東 証 ・ 大 証 第 一 部)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 長 古 谷 良 樹
(T E L 0 3 - 3 2 4 9 - 4 6 5 1)

**慢性腎不全用剤「クレメジン」の後発品「キューカル」に関する
特許権侵害訴訟について (続報)**

既に2007年2月14日に開示しましたとおり、当社は、当社製造の慢性腎不全用剤「クレメジン細粒」及び「クレメジンカプセル200」の後発品に関し、両医薬品の後発品として「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」を製造・販売する日医工ファーマ株式会社(旧テイコクメディックス株式会社)に対して、当社の保有する特許権(特許第3835698号、発明の名称「経口投与用吸着剤、並びに腎疾患治療又は予防剤、及び肝疾患治療又は予防剤」。以下「当社特許権」といいます。)の侵害を理由として、東京地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起しておりました。

この度、2009年10月8日に、東京地方裁判所において、「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」による当社特許権侵害を認め、日医工ファーマ株式会社に対し、5,300万円余りの損害賠償を命ずる判決が言い渡されましたので、お知らせ致します。

なお、日医工ファーマ株式会社は、本件訴訟において、2007年9月中旬頃以降、「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」の仕様変更後製品を市場に供給していると主張しております。この仕様変更は、「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」による当社特許権侵害を回避するためとのことですが、具体的にどのような製造工程の変更により仕様を変更したというのか、その詳細は明らかにされませんでした。この主張に対し、当社は、同社が主張する仕様の変更の前後を問わず、「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」が当社特許権を侵害していることを一貫して主張して参りました。

今回の判決では、遺憾ながら「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」の仕様変更後製品による当社特許権侵害は認められませんでしたので、当社は控訴を提起し、知的財産高等裁判所において引き続き「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」の仕様変更後製品も当社特許権を侵害する旨を主張して参る意向です。

当社は、知的財産権を極めて重要な資産の一つと位置付けており、当社の知的財産権が侵害されたと判断した場合には、知的財産権の保護および活用のために、今後も引き続き、毅然とした態度で臨んでいく所存です。

以上